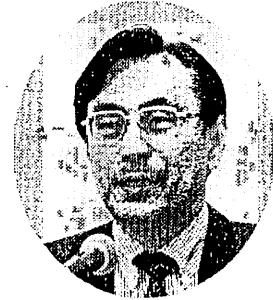


世界の税制改革の新たな潮流

——公平から効率へ——



中央大学法科大学院教授 森信茂樹

はしがき 本稿は、平成19年6月1日開催の会員懇談会における、中央大学法科大学院教授 森信茂樹氏の『世界の税制改革の新たな潮流——公平から効率へ』と題する講演内容をとりまとめたものである。

1. 先進諸国の租税負担と税体系の変化

この2、3年、米国やOECD諸国の租税政策研究者や当局者といろいろ議論する機会に恵まれたが、そこで感じることは、世界の税制改革の潮流が大きく変わりつつあることである。秋口から開始される抜本的税制改革の議論においては、そのような世界の税制の新たな潮流をもとに議論することが望ましいので、この機会に新たな潮流について私見を述べてみたい。

図1は、OECD諸国のGDPに対する租税負担率の推移を見たものである。1975年以降一貫して上昇を続けてきた負担率が、2000年をピークに低下し始めていることが注目される。この間先進各国の高齢化は一貫して上昇を続けており、社会保障を始めとする財政需要は拡大し続けているにもかかわらず、租税負担は低下傾向にある。とりわけこの傾向は、米国、スウェーデン、フィンランド、オランダ、英国等において顕著である。この事実に対してOECDは「経済成長の結果としての負担の低下という部分はあるが、税負担の引き上げが限界に達しつつある」と評価している¹。

さらに税負担の内訳を見ると、3つの特色が見て取れる。

第1に、個人所得税の最高税率が、2000年から2004年にかけて、大きく下がってきたことである。OECD平均で3.1%ポイント引き下がっ

図1： 租税負担率（対GDP比）の推移

（単位％）

年	1975	1985	1990	1995	2000	2003	2004
負担率	29.7	32.9	34.2	35.1	36.6	35.8	35.9
(参考)							
日本	20.9	27.4	29.1	26.9	27.1	25.7	26.4
米国	25.6	25.6	27.3	27.9	29.9	25.7	25.5

※OECD統計から作成

1 OECD (2005)

ている。

とりわけ勤労所得への課税の程度を示すタックスウェッジ²をみると、ここ数年低下傾向にある。このことは各国とも雇用を維持する観点や勤労意欲への悪影響を排除する観点から、これ以上の税・社会保障負担の引き下げが難しくなっていることを示している。この傾向は、法人税について顕著である。2000年から2005年の間に、法人税率（法定）は、33.6%から29%へと4.6%ポイント低下している。OECD24カ国の中で、引き上げられた国は皆無である。

第2に、税収全体に占める消費課税の比重は

それほど増加していないように見えるが、その内訳を見ると、個別間接税から付加価値税へと大きなシフトをしてきたことがわかる。この傾向は、80年代後半に顕著である。

この結果、租税体系は、「所得課税から消費課税、とりわけVATへとシフトしてきた」と評価されている（図2）³。

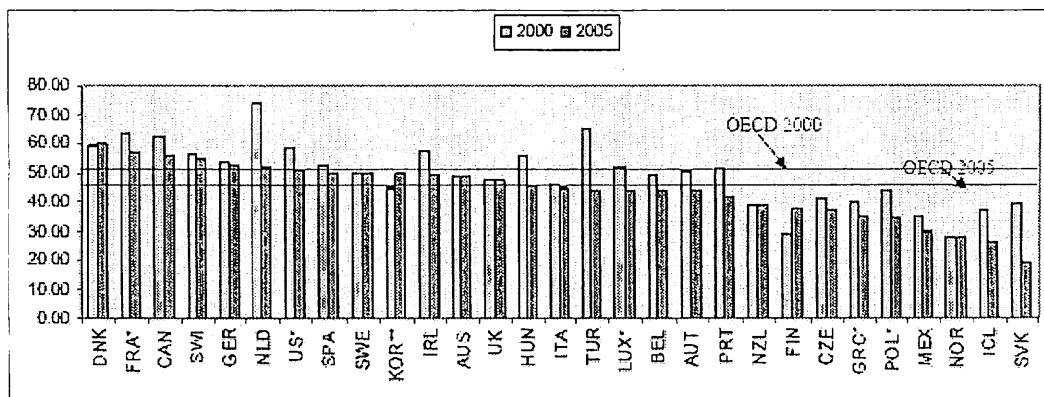
第3に、配当に対する税率（法人と個人の配当に対する表面税率の合計）の変化である。2000年から2005年にかけて、OECD諸国の配当に対する限界最高税率は、5.3%ポイント引き下がっている（図3）。

図2： OECD諸国の租税体系

OECD	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2002	2003
所得	48.9%	50.2%	49.0%	49.8%	47.9%	48.7%	47.8%	47.0%
消費	40.9%	40.8%	42.0%	40.4%	42.6%	41.6%	42.2%	42.9%
資産等	10.2%	9.0%	9.0%	9.8%	9.5%	9.7%	10.0%	10.1%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※OECD統計から筆者作成

図3： 配当に対する税率（限界最高税率）



- 1) This tax rate is the overall (corporate plus personal) top marginal tax rate on distributions of domestic source profits to a resident individual shareholder, taking account of imputation systems, dividend tax credits etc.
- 2) 2004 figures for countries marked * (US sub-central rates in 2005 are set equal to 2004 rates), 2003 for countries marked **. The Germany rate will fall from 52.4 to 48.3 per cent if the proposed reduction in federal CIT rate to 19 per cent is implemented.

Source: OECD (2005b)

2 雇用者が賃金及び社会保障拠出金として支払う額と従業員の税金及び社会保障費を控除した手取額の差

3 OECD (2005)

2. 変化の背景

(1) 先進諸国の経済環境の変化

このような税負担と税体系の変化をどう評価すべきか、またその背景にはどのような事情があるのだろうか。

先進国経済は、人口の高齢化、ベビーブーマーの引退等に伴う労働力の伸びの鈍化、生産性の伸びの鈍化等に悩まされる一方で、高齢化に伴う社会保障支出等の財政需要の増加という共通の課題を抱えている。このような状況下で、勤労所得に対する所得税負担のこれ以上の増加は勤労意欲の低下や労働力の流出をもたらす。法人所得税の負担増加は、企業の海外転出や資本の海外流出をもたらす。そこで、全体の税負担を抑制する一方、租税政策を成長志向に転換し、生産性の向上により経済成長や雇用の確保を図る方向に舵を切っていった。

多様なルートを通じて生産性の向上に影響を与える税制の役割が再認識され、投資を促進し、リスクテイク能力の向上を図り、企業家精神を向上させ、勤労意欲を増加させることが租税政策としても必要と認識されたのである⁴。経済成長を促進する税制の構築の必要性が高まるなかで、税制の効率性が先進各国の租税当局者の共通の課題となったのである。先述した配当に対する税負担の軽減、さらには所得課税から消費課税へのシフトは、二重課税の調整を簡素な方法ですすめつつ、経済全体の効率性を求める具体的な動きであるといっていよう。

通貨統合を果たし、隣国と陸続きのEUにおいては、所得税は労働力の、法人所得税は資本の流出を招くので安易に引き上げられず、その結果不足する税負担は可動性の低い消費課税の負担増でまかなう、という状況を作り出してきた。

他方米国では、二重課税の調整を行わない税

制のもとで、国際競争力の観点、資本（貯蓄）増強の観点から、資本所得（貯蓄）に対する税負担を軽減しようという動きにつながってきた。米国と欧州では事情は異なるものの、「効率的な税制の構築」の必要性という点においては、共通のものがある。

以上を総括すると、80年代に始まり90年代を通じて行なわれてきた、「課税ベースを引き下げて税率を引き下げる」ことを哲学として全体の税負担を上昇させてきた先進国の税制改革は21世紀に入って、冷戦後のアジアの台頭やIT経済化のもとでの国際競争の激化等の経済変化により、高齢化に伴う財政需要の必要性を認識しつつ、投資・リスクテイク、勤労意欲に望ましい影響を与え、経済成長を促進する租税政策へと舵を切ってきたといえよう。

このような租税原則の変化は、わが国においても例外ではない。これまでわが国では「公平・中立・簡素」の3つが租税原則として捉えられてきたが、「中立」の意義として、政府税制調査会の答申（「あるべき税制の構築に向けた基本方針」平成14年6月）は、「自由な経済活動を妨げない税制——効率的な資源配分と政策の集中」と題し、「21世紀の世界規模での市場経済化、価値観の多様化した経済社会においては、民主導による市場を通じた効率的な資源配分が従来にもまして徹底されねばならない。税制についても、経済社会の活力が発揮されるよう、個人や企業の自由な選択を妨げず、経済活動に中立で歪みのないことを基本とせねばならない」と記述し、経済活動に歪みを与えない中立的な税制が効率的な資源配分につながり、望ましいという意味の記述をしており、両方はほぼ同義に使われている。

他方、米国の税制改革を見ると、世界の税制改革のスタンダードとも言うべきレーガン2期目の税制改革は「公正、経済成長、簡素」という有名なスローガンを掲げていたし、05年11月

⁴ OECDレポート「Tax and economic growth」(2005)

に公表された米国大統領税制改革諮問委員会報告書（以下「報告書」）の副題は、「公正・簡素・経済成長の促進」（Fair, Simplicity, Pro-Growth）と題されており、「経済成長の促進」ということが、公平・簡素と同列で記述され、税制改革理念としての経済成長が、公平・簡素と並んで、明確にされているのである。他の先進諸国の税制改革を見ても、「経済成長のための税制改革」ということが明確にされている。

先進国政府は、経済成長を租税政策の目標として前面に押し出すことにより、税制の効率性を追求するという新たな潮流を形成してきたといえよう。

(2) 税理論の変化——経済成長促進のための効率的な税制としての消費課税

イ. 包括的所得税の問題点

課税理論では、所得を課税ベースとする所得課税と消費を課税ベースとする消費課税の2つがあり、前者の代表格は包括的所得税、後者の代表格はVAT（付加価値税、消費税）と小売売上税で、現実の先進各国の税制は、この2つの税制をミックスしたハイブリッドなものになっている。これまで理想とされ、わが国を含む先進各国が採用してきた包括的所得税は、資本所得と勤労所得等とを合算して累進税率を適用する総合課税を望ましい課税方法としてきたが、経済・金融等の複雑化の中で、きわめて多くの問題を生じさせている。

最大の問題は、配当やキャピタル・ゲインに対し二重課税の問題を生じさせ、直接金融に較べて間接金融が有利となることから生ずる経済や企業活動へのゆがみが経済効率（資本効率）を低下させるという点である。

第2に、公平制への高いプライオリティーが税制を複雑にしたり、社会・経済政策上の観点からのさまざまな優遇措置の結果課税ベースが大幅に縮小し、収収調達能力の低下を招いてい

るという問題である。年金貯蓄、住宅投資、株式投資に対する優遇税制、重層的な人的控除等の導入により包括的所得税の課税ベースはきわめて小さくなり⁵、また複雑で難解な税制が、専門家の知識を借りることが可能な富裕層ほど税負担が軽減されるという不公平を生じさせるパラドックスを生じさせている。

第3に、グローバルな資本移動の可能な今日、「足の速い」資本所得への高税率は税源の国外流出を招き、結果として、可動性の低い労働、消費、土地等の課税ベースにしわ寄せをもたらす、経済、雇用に打撃を与えることになる。

第4に、複雑な所得税制を利用した、様々な租税回避行為が蔓延していることである。減価償却制度と利子控除を組み合わせて、損失を先取りするタックスシェルター（租税回避商品で、必ずしも違法ではない）の蔓延は、資本の効率性をゆがめ、税務執行コストを増大させ、高額所得者層に租税回避行為が偏ることから垂直的公平性の問題を生じさせている。

このように、経済活動の複雑化、グローバル化の中で、包括的所得税はさまざまな問題を抱えているのである。

ロ. 消費課税の種類と新たな税制の提案

このような問題意識を受けて、新たな税制が考案・提言され、一部実行に移されてきた。後述する北欧諸国の二元的所得税、オランダのボックス税制、ドイツの税制改革、さらには米国の税制改革議論（フラットタックス、エックスタックス）である。これらに共通しているのは消費を課税ベースとした税制を志向しているということであり、その背景として、効率的な税制、経済成長促進型の税制の構築という事情がある。これまで消費を課税ベースにすることの税理論上の優位性は、ミード報告書の累進支出税等で示されてきたが、実行可能性の面で大きな問題を抱えていた。そこに現れたのが、後述する各国の税制である。

⁵ 筆者の試算によると、我が国税制における所得税の課税ベースは個人所得全体の25%程度となっている。

では、消費課税はなぜ効率的で、経済成長促進型の税制といえるのか。

$$\text{第1式} > \text{消費}(C) = \text{所得}(Y) - \text{貯蓄}(S)$$

という恒等式を前提に考えると、左辺の消費(C)を課税ベースとする税制としては、ヨーロッパやわが国が採用している消費税(付加価値税)や、米国州政府が採用している小売売上税があり、納税義務者は事業者で、負担をするのは消費者となる。

右辺の、所得(Y)-貯蓄(S)を課税ベースとする方法で課税する税制は、支出税(個人ごとに所得から貯蓄した額を差し引いて消費額(支出額)を計算し、それに課税する。納税義務者は個人で直接税となる)があるが、同様の税制は、貯蓄(貯蓄から生じる運用益)を課税しないことによっても達成できる⁶。米国には、IRA、401k等このタイプの税制が多い。米国大統領税制改革諮問委員会報告書は、米国の現実の税制が、家計の金融資産の収益の65%は所得課税基盤として課税され、残りの35%は消費課税の扱いを受けており、ハイブリッドな税制になっていると分析している。このように、消費課税の本質は貯蓄に課税しないことである。

さらに、

$$\text{第2式} > \text{消費}(C) = \text{賃金}(W) + \text{利子}(R) + \text{利潤}(P) \\ + \text{減価償却}(D) - \text{設備投資}(I)$$

となる。消費課税のもとでは、設備投資は即時全額控除されるので、投資の通常収益に対する課税はゼロとなり、投資決定に課税が影響することを排除し、投資効率の向上につながるという点がメリットになると指摘される⁷。

ハ. フラットタックスとエクスタックス

これらを課税ベースにした消費課税(加算型付加価値税)として、1981年にホールとラブシュカにより考え出されたフラットタックスとプリンストン大学教授のブラッドフォードが唱え、ブッシュ大統領報告書の原案(第2案)となったエクスタックスの2つである。前者は、86年のレーガン税制改革に大きな影響を与え、その後も大統領選挙のたびに共和党候補から取り上げられたものである。

双方とも上述の付加価値を、事業体と個人の2つにわけて課税する税制で、「賃金」に対しては個人段階で、キャッシュフロー(利子(R)+利潤(P)+減価償却(D)-設備投資(I))に対しては事業体段階で課税する。賃金を個人段階で課税するのは、消費課税の最大の弱点とされる逆進性を緩和するため、フラットタックスは、個人段階で家族構成に応じた人的控除を設け課税最低限を持つことにより累進的になり、エクスタックスは、人的控除を排除しつつも、税率を累進にすることにより垂直的公平性を確保している。

事業体段階の課税では、設備投資は即時全額控除される。現行の減価償却制度は、セクターごとの限界税率の相違を生じさせ、投資決定にゆがみをもたらしており、これを減少・排除するためには、償却の前倒し・即時全額控除が望ましい。即時償却のもとでは、あらゆる投資コストは課税所得から完全に控除されるので、投資決定に対する税制上のゆがみは減少し、投資効率が向上する。経済成長の根源である投資に対する税制上のゆがみが是正され、経済成長は促進される。現在法人段階では経費控除されて

6 消費課税には、「貯蓄は課税ベースから控除、引出し時(消費時)全額課税」する方法と、「貯蓄時に課税するが、元本・運用益非課税」という方法の2つがあり、どちらも、所得税制の下で生じる配当や利子への課税が排除される。米国の現行制度には、タイプAとして401(k)税制やロスIRA(個人退職勘定)があり、タイプBとしてIRA(個人退職勘定)等がある。

7 即時控除には、投資効率の向上に加え、負債で調達される投資のインセンティブを減らし、新規投資の資金調達におけるゆがみが軽減されるというメリットがある。Cary Brown, Business Income Taxation and Investment Incentives, in Income, Employment and Public Policy (1948)

いる利子は事業体（法人）段階で課税され、個人段階では課税されない。個人段階での金融所得（配当、株式譲渡益）に対する課税は全廃されることから、課税ベースは消費（所得—貯蓄）となる。

二重課税が排除され、投資は全額即時控除されるので、投資促進的効果があること、税制が大幅に簡素になること（個人段階で課税する賃金部分を企業が年末調整で徴収すれば、個人段階の課税は要らなくなること）が2大メリットである。

フラットタックスとエクスタックスのもう1つの相違点は、国際的二重課税への対応で、源泉地課税を採るフラットタックスには国際的二重課税の議論が生じうるのに対し、仕向け地課税をとるエクスタックスでは、輸出に対して国境調整を行なうので二重課税が排除される点である。この点、エクスタックスは、より消費課税の特色を打ち出した税制といえよう。

これらの税制の最大の課題は、所得分配（垂直的公平性）の問題で、人的控除の導入や累進税率の適用により、ある程度の垂直的公平性をもたせているが、高所得者に有利となる分配上の問題は残る。提案者は、これを解消するのは本来社会保障等歳出（EITCも含む）であるとしている。また、高所得者に偏る利子・配当・キャピタルゲイン等の金融所得の優遇に対しては、高所得者は節税を図っており、税負担は少なく優遇度合いは少ないと反論する。

3. 先進国の税制改革

(1) 米国の議論

米国ブッシュ政権は、2001年と2003年の2回にわたって、個人所得税率の引き下げ（15～39.6%の5段階から10～35%の6段階へ）、配当、長期キャピタル・ゲイン課税の税率軽減（10.20%から5.15%へ）、遺産・贈与税の縮

減・撤廃（最高税率55%から2010年撤廃へ）を内容とする減税を行なった（ただし2010年までの時限措置）。注目されるのは、配当所得と1年超の長期キャピタルゲインに対する課税が、5%または15%の比例税率で課税する事実上の分離課税になったということである。当初の大統領提案は、配当非課税であったが、議会（民主党）の反対により、配当所得の「分離・軽減税率」という結果に落ち着いた。この税制の背景となる問題意識は次のようなものである⁸。

第1に、配当課税の軽減は、資本コストを引き下げ、税引き後資本収益率を引き上げ、資本蓄積や投資を促進し、雇用促進や賃金上昇をもたらす。

第2に、配当と内部留保との課税の相違を軽減し、中立性を確保することにより、企業の配当政策のゆがみを是正し、配当性向を高めることは、効率的な投資につながる。借入れによる資金調達に比べて、株式発行による資金調達より税制優遇されているために生じる企業体質の脆弱化を改め、資本市場での資金調達を促進すれば、経営の健全性と透明性が確保される。

第3に、法人の二重課税回避のため、パズスルー課税をとるS法人・LLC等へのシフトが生じ、有限責任、経営の集約等の面で優れている法人形態による資本蓄積が阻害されているが二重課税を改めれば、法人形態への投資が回復する。

つまり、配当・キャピタル・ゲインに対する二重課税を軽減することは、資本コストを引き下げるとともに、間接金融と直接金融の中立性を確保し、経済効率の改善を図り成長の促進につながるるとともに、コーポレートガバナンスの改善、法人の形態間のゆがみの除去が図れるということである。二重課税の調整を行っていない米国税制の問題点が鮮明にされている。この提案には、1992年に米国財務省が提案した税制改革案であるCBIT（包括的事業所得税）等の考

⁸ “Eliminating the Double Tax on Corporate Income” Council of Economic Advisers (January 7, 2003)

え方、つまり、法人税の課税ベースに、支払利子と配当の双方を含め課税するとともに、個人段階では、利子と配当に対する課税を廃止し、利子・配当に対する課税を企業段階で完結することにより、法人税と所得税の統合を図ろうとする税制の考え方が反映されている。

2期目のブッシュ政権は、抜本的税制改革を志向し、2005年11月、超党派の委員で構成される大統領税制改革諮問委員会を設置、「公平、簡素、経済成長促進」の税制として、2つの具体案を提言した⁹。第1案は、所得税の課税ベースを広げ、税率を引き下げるという案である「簡素所得税案」(Simplified Income Tax Plan)、第2案は、所得税の中に消費課税の考え方を最大限取り込んだ「成長・投資促進税案」(Growth and Investment Tax Plan)である。

第1案は、個人所得税のレベルで、貯蓄非課税制度の拡充をすすめ金融所得を非課税にすることにより消費課税化を進めるという内容¹⁰であるのに対し、第2案は、企業課税レベルで、減価償却制度を廃止し、投資は即時損金算入を認め、また借入金利子の経費への算入を認めない(利子は事業体レベルで課税する)という内容である。両案に共通した基本的な考え方は、「所得課税から消費課税へのシフト」を進めることにより、経済効率を高め成長につながるという考え方である。

第2案は、所得課税に特有の減価償却や利子の損金算入制度を改め、設備投資は即時損金算入を認めることにより投資収益を非課税にし、支払利子の控除を否認することで、企業段階で支払利子を課税しようという考え方である。こ

のように、企業の課税ベースを、「所得から消費(キャッシュフロー)」に移行する考え方は、消費課税の考え方で、本来個人段階での金融所得(利子、配当、キャピタル・ゲイン)課税は非課税になるはずだが、政治的・社会的な配慮から、これらの所得は分離した上で、税率の軽減(一律15%)にとどめている。第2案の税制は、前述のプリンストン大学ブラッドフォード教授の提唱するエクスタックスが下敷きになっている。

(2) 欧州諸国の税制改革

欧州諸国の税制改革も、消費課税への移行が経済効率を高めるという哲学によって行なわれている。ここでは、詳細は省くが、北欧諸国の二元的所得税、オランダのボックススタックス、ドイツ、ロシア、東欧圏の税制改革が注目される。二元的所得税については、2001年にOECD租税委員会の場で、次のような評価が行われている¹¹。

「包括的所得税は、累進性をもち垂直的公平性に優れているが、資本所得につきものの利子控除のような所得控除制度は高所得者に有利となり、垂直的公平性のための累進性が逆に作用する結果となっている。また、勤労所得は累進税率を課しても、簡単には海外へ逃避しないが、資本所得は簡単に税源が海外逃避する。そこで資本所得に対する税制の考え方として、効率性の観点が重要で、資本所得を分離して低税率で課税するという税制を構築することが結果的に公平の見地からも望ましいということになる。

このような税制は、包括的所得税につきものの、現在と将来の消費の選択に関する歪みを減

⁹ 森信(2006)

¹⁰ 現在、個人が退職後の所得に当てるための貯蓄は、一定の限度まで所得控除できる個人退職金口座(IRA)があり、貯蓄からの利子所得を免除するロス個人退職金口座や教育貯蓄口座もあるが、金融所得を非課税にするという点では同じである。

¹¹ Tax and the Economy: A Comparative Assessment of OECD Countries 2001 また同様の議論が導入時の北欧諸国で行われており、Sorensen "Tax Policy in the Nordic Countries" (1998) 参照。

少させ、異なる源泉の資本所得間の課税の中立性を高める。資本に対する各種の優遇措置の整理・縮小や源泉徴収の活用とあわせ行なうことにより、課税ベースの拡大・税制の簡素化・居住地国の税源の確保が可能となる。また、(資本所得の課税を将来的になくすことによって)法人税と個人所得税の統合が容易となる。

このように二元的所得税は、公平への配慮と歳入の必要性、効率と中立のバランスを意図しつつ、包括所得税のもつ弱点を(完全にはなくある程度)乗り越えるため考え出された税制で、純粋な包括的所得税と消費支出課税との間の現実的な中間的方策として機能してきている」。

消費課税への橋渡しの税制と位置づけられた二元的所得の「資本所得を勤労所得と分離して比例税率で課税する」という考え方は、オランダ・ドイツ・東欧諸国等の欧州諸国に広まった(米国の税制改革議論にも大きな影響を及ぼした)。

オランダでは2001年に、所得税と一般社会保険料の統合、最高税率の引き下げ、課税最低限の縮小、税率ブラケットの整理等所得税の簡素化等を内容とする、所得税の抜本的改革が行われたが、最大の注目点は、個人所得を、勤労所得、資本所得、貯蓄・投資所得の3つのBOX(分類)に分け、資本所得は25%、貯蓄・投資所得は30%の比例税率を適用する点である。後者については、保有資産から負債を控除し純資産額を出し、みなし収益率4%を乗じて所得計算する(純資産額に1.2%の税率を課す)方法

で、これまで実質非課税であったキャピタルゲインにも課税が行なわれることになった¹²。法人税率は30%と35%の2段階で、配当の二重課税の調整はない。大部分の資本所得はBOX 3に分類され、比例税率が課せられるので、二元的所得税の思想を受け継ぐものである。

ドイツは、2007年より付加価値税の引き上げ(16%から19%へ)、所得税最高税率の引き上げ(42%から45%へ)の等の税制改革を行うとともに、付加価値税の増収分の1%分を失業保険料の引き下げに充当することとした。さらに2008年1月から、税収中立のもとでの法人税改革(税率の25%から15%への引下げ、営業税基本税率の5%から3.5%への引下げ、法人実効税率は39%から30%に低下)、営業税の損金算入の否認、法人の利子控除の制限等による課税ベースの拡大が行なわれる予定である。加えて2009年から、利子・配当、株式譲渡益を金融所得として源泉分離課税にすることが連立政権で合意されている。このようなドイツの大胆な税制改革の¹³背景には、2003年11月、ドイツ経済専門家委員会(通称「五賢人会」)の二元的所得税にむけての提言がある¹⁴。

また、ロシア、東欧諸国は、90年代半ばから2000年代初めにかけて、バリエーションはあるが、フラットな税制改革を行なっていることも注目すべき事実である。

興味深いことに、2007年5月に政府税調で報告したIMF事務局は、税制のグランド・デザインとして、包括的所得税、支出税、二元的所得税、フラットタックスの4つをあげ、二元的

12 譲渡価格だけで譲渡益課税を行なうという税制は、かつてわが国にも導入されていたがみなし利益率というコンセプトが不公平税制であるとの批判から廃止された経緯がある。

13 現行税制は、利子や配当は、給与収入等と合算して15%から42%までの総合累進課税、配当は、その半額が所得に算入される。また株式譲渡益は、1年以内の譲渡等投機的売買の場合(半額が総合課税)以外は非課税。

14 提言は「勤労所得と金融所得を分離して課税する二元的税制(Dual Income Tax Regime)のもとで、前者については低い比例税(30%程度)で、後者は累進税(15%から35%程度まで)で課税する。法人税は、資本所得課税と包括的に(comprehensive)することにより統合する。営業税は、資本所得、勤労所得の税率に上乘せすることにより置き換える。目的は、所得税と営業税との間のディストーションの軽減、投資への優遇による経済成長である」と述べている。

所得税とフラットタックスを前向きに評価している。

このように、二元的所得税の思想、さらには消費課税の思想は、世界各国の税制改革に大きな影響を与え、それと並行して、米国でも消費を課税ベースにした税制改革議論が行われているというのが、今日の状況である。

4. 最後に——わが国税制改革への示唆

このような世界税制改革の潮流を踏まえて、では、わが国はどのような税制改革を目指していくべきか考えてみたい。

まず、わが国の税体系の変化を他のOECD諸国と比較すると、きわめて興味深い事実が見取れる。ひとつは、租税負担率が極端に低いことである。OECD諸国が36.3%であるのに対して、25.3%（2003年）と、10ポイント以上も低い水準にある。他方で先進国最高レベルの国家債務比率を考慮に入れると、わが国の状況は、受益と負担のバランスを大きく損なっているといえ、このアンバランスについては、今後の歳出・歳入一体改革の中で解決されていくべきものと考えられる。

次に、わが国の税体系を比較すると、わが国の消費課税の比率は32.7%と、OECD平均の42.9%と比べていまだ低い水準にある。5%というきわめて低いレベルの消費税率からすれば当然ともいえる結果であるが、90年以降の変化を見ると、わが国の消費税の比率は14%ポイント上昇している。OECD諸国の上昇は、2.5%ポイントであることからすれば、このような上昇はきわめて早いスピードで進んでいるといえよう。この間消費税率の引き上げ幅は3%から5%への2%であることから、所得税、法人税減税、あるいは税収の伸び悩みという状況の中で、相対的に消費課税シフトが進んだ結果の部分が大きいといえよう。別途、金融所得に対する低率の税負担（利子、配当、株式譲渡益が分

離課税となっており、基本税率が20%、優遇税率が10%）は統計的には現れないものの進展しており、これとあわせて考えると、相当程度消費課税化してきたともいえる。あえて言えば、

「意図せざる消費税化」が進んでいるのである。

今後必要なことは、金融所得の一元化のスピードを上げつつ着実に進めていくことにより、税体系の消費課税化が一層進展していけば、税制の効率化が図れることになるであろう。その際の重要なポイントは、総合課税が本則となっている配当を分離課税にすること、金融所得相互間の損失を一体化することにより、包括的所得税のくびきから逃れ、「意図した消費税化」を進めていくことである。

3番目に、金融所得に較べて高水準の法人税率をどう考えるかと言う問題がある。先進各国の法人税率引き下げ競争の中で、我が国の法人税実効税率は高く、国家を巻き込んだ国際的租税競争の下での選択肢として、さらには、高齢化で貯蓄が減少するという状況の中で、税源を国内に残すという意味で、法人実効税率の引き下げは必要課題となる。

他方で、財源の問題があるので、課税ベースを拡大して税率を引き下げるというアプローチがある。課税ベース拡大の方策としては、研究開発税制（減収額6,000億円）等の租税特別措置を廃止・縮小することが考えられるが、この点については、これらの政策税制はデフレ不況に悩まされたわが国経済を回復するのに大いに効果的で、今後とも継続すべきではないか、という強い反論がある。また、国際競争にさらされている企業の実効税率を引き下げ、国際競争力を確保するという観点からは、これらの税制は大層有益なものであるという意見も根強い（逆に言えば、これらを廃止した財源で引き下げられる税率の受益者は、国際競争にさらされていないサービス業等ということになる）。この問題は、十分な議論を要する。

課税ベース拡大の案として、法人の支払利子の損金算入を否認することが考えられる。この

考え方を推し進めるとともに、減価償却のスピードを加速化し、他方で利子所得に対する個人段階での課税を（部分的に）廃止すれば、現行税体系の消費課税化につながる。そうであるなら、現行消費税率を引き上げて、その財源で法

人税率を引き下げるという考え方と、アプローチこそ違うが、税制の消費課税化という点で、同じことである。このあたりに、今後のわが国の税制を効率的なものに変えていくヒントがありそうだ。

[参考文献]

- 「政府税制調査会海外調査報告」（平成19年4月13日）
- 森信「米国税制改革諮問委員会報告を検証する」租税研究（2006.2）
- 同「二元的所得税論と金融税制一元化について」大阪大学経済学一本間正明博士還暦記念論文集54巻4号2005年3月
- 同「二元的所得税とわが国への政策的インプリケーション」フィナンシャルレビュー第65号（2002.10）
- Surveillance of Tax Policies : A Synthesis of Findings in Economic Surveys Economics Department Working Papers, No. 303, Paul van den Noord et al 1995
- Commission of the European Communities (CEC). European Tax Survey, 2004.
- Hall, Robert. E. and Alvin Rabushka. The Flat Tax. Stanford, California : Hoover Institution Press, 1995.
- OECD. Tax Reform An International Perspective, CTPA 2005.
- OECD. Tax Policy Studies No. 9 : Recent Tax Policy Trends and Reforms in OECD Countries. Paris :
- OECD. Revenue Statistics, 1965-2004.
- Strengthening Growth and Public Finances in an Era of Demographic Change Council at Ministerial Level, 13-14 May 2004

